

令和2年門審第15号

裁 決  
漁船B乗揚事件

受 審 人 b  
職 名 B船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和元年12月19日05時00分  
長崎県比田勝港
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 漁船B  
総 ト ン 数 14トン  
登 録 長 16.21メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
漁船法馬力数 670キロワット

### 3 事実の経過

Bは、船体ほぼ中央に操舵室を配置し、同室前部左舷側にレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を、同室前部中央に舵輪及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた、中型まき網漁業に網船として従事するFRP製漁船で、b受審人ほか11人が乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾3.0メートルの喫水をもって、令和元年12月18日22時00分比田勝港を発し、同港東方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、目的の漁場に到着して操業を行った後、同漁場を発進して帰途に就くこととし、翌19日04時15分比田勝港雷埼灯台（以下「比田勝港灯台」という。）から098度（真方位、以下同じ。）6.9海里の地点を発進すると同時に針路を276度に定めて自動操舵とし、9.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

ところで、Bの操業形態は、比田勝港を夕刻から夜間にかけて出航して操業を行った後、翌日帰港して05時ないし06時ごろに解散するもので、b受審人は、同月17日の出漁はなく、翌18日00時から約9時間の睡眠をとり、翌19日の漁場発進時、疲労が蓄積した状態でも、睡眠が不足した状態でもなかった。

b受審人は、漁場発進時から単独で操船に当たり、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たっていたところ、周囲に航行船も見掛けなくなり、気が緩んで眠気を催したことから、眠気を払拭するつもりで、一旦椅子から立ち上がって操舵室の窓を開けて外気に当たったり、たばこを吸ったりしたものの、眠気を完全に払拭できなかった。

b受審人は、再び椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、04時47分半少し前比田勝港灯台から102度1.9海里の地点に達したとき、眠気を完全に払拭できない状態で、同じ姿勢で操船を続けると居眠り

に陥るおそれがあったが、もうすぐ比田勝港に入港するので、それまでは眠気を我慢できるものと思い、立ったままの姿勢で操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

b 受審人は、椅子に腰掛けたままの姿勢で操船を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、比田勝港の網代防波堤（A）（以下「網代防波堤」という。）に向首して続航し、05時00分比田勝港灯台から215度390メートルの地点において、Bは、原針路及び原速力のまま、同防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力4の北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を伴う擦過傷を生じたが、のち修理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、比田勝港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、網代防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

b 受審人は、夜間、単独で操船に当たり、椅子に腰掛けた姿勢で自動操舵により比田勝港に向けて帰航中、気が緩んで眠気を催し、一旦椅子から立ち上がって操舵室の窓を開けて外気に当たったり、たばこを吸ったりしても眠気を完全に払拭できない場合、再び椅子に腰掛けた姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、居眠りに陥ることのないよう、立ったままの姿勢で操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、もうすぐ比田勝港に入港するので、それまでは眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、椅子に腰

掛けたままの姿勢で操船を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、網代防波堤に向首進行して同防波堤の消波ブロックへの乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月24日

門司地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広